

令和7年11月28日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取り消し、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、これらの年金を「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件記録によると、請求人が再審査請求をするに至った経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、令和○年○月○日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対して、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の適用事業所であるa社(以下「本件事業所」という。)において被保険者資格を有していたことの確認を求めて、厚年法第31条1項の規定に基づく厚生年金保険被保険者資格の確認請求をしたところ、機構は確認請求された期間のうち平成○年○月○日から令和○年○月○日までの期間の被保険者資格を認め、その余の期間については確認請求を却下する処分をしたものであるが、この処分に対する審査請求、再審査請求を経て、最終的に、機構から、令和○年○月○日付けで、本件事業所における資格取得年月日を「平成○年○月○日」、資格喪失年月日を「令和○年○月○日」と確認した旨の処分(以下「先行処分」という。)を受けていた。

2 請求人は、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、初診日を厚生年金保険の被保険者であった令和○年○月○日であるとし、アテローム血栓性脳梗塞(以下「本件傷病」という。)により障害

の状態にあるとして、主位的には障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害給付の裁定を請求した(以下「本件裁定請求」という。))。

3 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、請求のあった本件傷病の初診日の前日において、当該初診日が属する前々月(平成○年○月)までの国民年金の被保険者期間(○○○月)のうち、保険料納付済期間(厚生年金保険の加入期間を含む。以下同じ。)の月数と保険料免除期間の月数とを合算した月数(○○○月)が前記国民年金の被保険者期間の月数の3分の2に満たず、かつ当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間があるためとの理由により、本件裁定請求に係る障害給付及び障害手当金を支給しないこととする旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

1 障害厚生年金の支給を受けるためには、障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において厚生年金保険の被保険者であることが必要であるが、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか(以下、これを「3分の2要件」という。)、又は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間で保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がない(以下、これを「1年要件」という。))、という保険料の納付

に係る要件（以下、これらの要件を「保険料納付要件」という。）を満たしている必要がある（厚年法47条第1項、同法第47条の2第1項、第2項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第64条第1項）。

- 2 被保険者の資格の取得及び喪失は、事業主の届出により、被保険者若しくは被保険者であった者の請求により又は職権で、厚生労働大臣が確認することによってその効力を生じるとされている（厚年法第18条第1項、第2項、第27条）。そして、被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、厚年法第18条第1項の規定による確認を請求することができる（厚年法第31条第1項）。
- 3 被保険者期間の計算は、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされている（厚年法第19条第1項）。
- 4 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならないとされている（厚年法第83条第1項）。
- 5 保険料を徴収する権利は、これを行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって、消滅するとされている（厚年法第92条第1項）。
- 6 保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わないとされ、ただし、当該被保険者であった期間に係る被保険者の資格の取得について第27条の規定による届出若しくは第31条第1項の規定による確認の請求があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときは、この限りでないとされている（厚年法第75条）。
- 7 本件の場合、本件傷病の初診日が、令和○年○月○日であること、請求人が本件傷病の初診日において厚生年金保険の被保険者であったことについて当事者間に争いはないと認められるところ、厚生

労働大臣が前記「事実」欄第2の3記載の理由により原処分を行ったことに對し、請求人は、1年要件の対象期間（平成○年○月から平成○年○月）のうち、平成○年○月から同年○月までの期間（以下「本件係争期間」という。）については、保険料の徴収権が時効消滅してはいないので、関係法令（厚年法第92条及び第75条ただし書）に照らして保険料納付要件は満たしていると主張し、それを前提とする障害給付の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、本件係争期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅しているものといえるかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

1 (略)

2 以下、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 請求人は、令和○年○月○日（受付）、本件事業所における被保険者資格の確認請求をし、機構は、本件事業所に係る請求人の被保険者資格について、平成○年○月○日に取得し、令和○年○月○日に喪失したことを確認した旨の先行処分をしているが、これは、平成○年○月から平成○年○月までの期間は、保険料の徴収権の消滅時効に該当する期間であり、厚年法第75条の規定により保険料納付要件における保険料納付済期間として算入しないと判断したものと同解される。すなわち、平成○年○月（被保険者資格を取得した月）から平成○年○月までの保険料について、同月の保険料の納期限（平成○年○月○日）の翌日（同月○日）を起算点とすると（社会局保険部長通知「保険料其ノ他ノ徴収金ノ徴収権又ハ還付請求権ノ消滅時効起算日ニ関スル件（昭和3年7月6日保発第514号）」において、徴収権の消滅時効の起算日は、「保険料ニ在リテハ其ノ保険料ノ納期限ノ翌日」とされている。）、請求人が被保険者資格の確認請求をした令和○年○月○日（受付）時点で2年

を経過していることから、徴収する権利が時効によって消滅していると判断したということになる。

- (2) 請求人の保険料納付要件について、まず、3分の2要件については、請求人が20歳に到達した日の属する月(昭和○年○月)から本件傷病の初診日の属する月の前々月(平成○年○月)までの国民年金の被保険者期間(○○○月)のうち、請求人の保険料納付済期間の月数は○○○月、保険料免除期間の月数は○月であり、○○○月の3分の2(○○○月)を満たしていないことが認められる。

そして、1年要件については、その対象期間は、平成○年○月から本件傷病の初診日の属する月の前々月(平成○年○月)までとなり、対象期間のうち保険料納付済月数は平成○年○月から平成○年○月までの○月のみであることが認められ、その他の期間(平成○年○月から同年○月まで。本件係争期間)については、保険者は、前記(1)で記載した保険料の徴収権の消滅時効に該当する期間であるから、保険料納付済期間と保険料免除期間以外の期間があるとし、1年要件を満たしていないと判断している。

- (3) そこで、本件係争期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅しているのかどうかについて検討する。

前記のとおり、保険者は、保険料の徴収権の消滅時効の起算点は、各月の納期限の翌日であり、当該消滅時効はその日から進行しているとし、本件において、1年要件の対象期間(平成○年○月から平成○年○月まで)のうち、本件係争期間については、請求人が被保険者資格の確認請求を行った令和○年○月○日(受付)時点で保険料の徴収権が時効により消滅していることから、厚年法第75条により保険料納付要件における保険料納付済期間として算入しないと判断したものと解される。

ところで、「消滅時効は、権利を行使

することができる時から進行する。」(平成29年法律第44号による改正前の民法第166条第1項)とされているところ、この「権利を行使することができる時」と定められている点は、単にその権利の行使について法律上の障害がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待することができるようになった時から消滅時効が進行するというのが同項の趣旨であると解するのが相当である(最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁、最高裁判所平成15年12月11日第1小法廷判決・民集57巻11号2196頁参照)。この点を保険料の徴収権の消滅時効(厚年法第92条第1項には、保険料の徴収権は、これを「行使することができる時」から2年を経過したときは、時効によって消滅する旨が規定されている。)に当てはめると、保険者は、通常、保険料の納期限が経過した時点において、その時から徴収権を行使することができると考えられるが、その当時の客観的状況に照らし、その時からの権利行使が現実に期待できないような特段の事情が存在する場合についてまでも、その時をもって徴収権の消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解することができる。そして、本件記録によれば、①本件事業所である、a社は、平成○年○月○日に設立されたこと、②請求人は、平成○年○月○日から本件事業所において事業主の下で使用され、賃金の支払を受けていたこと、③a社は、令和○年○月○日頃に機構に対して適用事業所としての届出を行い、同日から新規適用事業所となったものであり、日より前の時点においては、機構は、a社に対して適用事業所であることを前提として被保険者に係る保険料の徴収権を行使することは現実に期待できないような状況にあったことが認められるのであり、これらの事実からすると、

保険料の徴収権について、上記の特段の事情が存在する場合に当たるものといえることができる。このように、保険者としては、本件事業所に対し保険料の徴収権を行使できたのは早くても令和〇年〇月〇日以降であり、それより前の時点においては、権利行使が現実に期待できない特段の事情が認められるのであるから、徴収権の消滅時効が進行することはないものというべきである。これによれば、請求人が被保険者資格の確認請求を行った令和〇年〇月〇日（受付）時点で令和〇年〇月〇日から2年を経過しておらず、消滅時効は完成していないこととなる。そうすると、1年要件の対象期間のうち、本件係争期間である平成〇年〇月から同年〇月までの期間に係る保険料の徴収権は、被保険者資格の確認請求を行った後に時効消滅したものと認めることができるから、厚年法第75条ただし書の規定により、当該期間を保険料納付要件における保険料納付済期間として算入することで本件傷病の初診日の前日において1年要件を満たし、障害給付の支給に必要な保険料納付要件を満たすものというべきである。

- 3 以上によれば、これと判断を異にして、保険料納付要件を満たさないことを理由にして本件裁定請求に係る障害給付及び障害手当金を不支給とした原処分は、妥当でないから、取り消さなければならない。保険者は、請求人に対する障害給付の支給について、改めて検討すべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。